



製品安全とSGマークの役割

一般財団法人製品安全協会





一安全は消費者の権利の柱

大衆消費時代に高まった消費者保護意識と「安全への権利」

- ケネディ大統領が提唱した4つの権利(消費者の利益の保護に関する連邦議会への特別教書(1962)) ①安全への権利、②情報を与えられる権利、③選択する権利、④意見を聴かれる権利
- ●国際消費者機構が定めた8つの権利(1982)
 - ① 生活の基本的ニーズが保障される権利:衣食住、公共サービス、公衆衛生等基本的かつ必需の製品・サービスを得られる
 - ② 安全である権利:健康・生命に危険な製品・製造過程・サービスから守られること
 - ③ 知らされる権利:選択するに必要な事実を与えられ、または、不誠実あるいは誤解を与える広告あるいは表示から守られること
- ④ 選ぶ権利:満足いく質を持ち、競争価格で提供される製品・サービスがたくさんあり、その中から選ぶことができること
- ⑤ 意見を反映される権利: 政府が政策を企画・遂行する際、または製品・サービスを開発する際に消費者利益の代表を含むこと
- ⑥ 補償を受ける権利:誤り、偽物、あるいは不満足なサービスについての補償を含めて苦情が適切に処理されること
- ⑦ 消費者教育を受ける権利:情報を与えられ、自信を持って商品やサービスを選ぶのに必要な知識と能力を得られること
- ⑧ 健全な環境の中で働き生活する権利:現在及び将来の世代に対して恐怖とならない環境で働き生活すること

消費者の安全は、消費者の基本的な権利の一つです。1962年、米国のケネディ大統領が、消費 者の利益保護に関する特別教書の中で、消費者の権利4つを挙げました。それらは、「安全への 権利」、「情報を与えられる権利」、「選択する権利」、「意見を聴かれる権利」です。

当時、大衆消費社会が到来する中で、不良品、粗悪品、内容を偽った製品などが社会問題化して いました。消費者が安全に暮らせることを基本的な権利として位置づけ、適切な製品を選択でき るように確かな情報が与えられること、消費者の意見が反映されることを社会の要件として明確 にしたものでした。

この後、1975年に、フォード大統領が、「消費者教育を受ける権利」を5つめの権利として加 えています。

1982 年には、国際的な消費者団体である国際消費者機構 (略称 C I : Consumers International)が、消費者には権利と同時に責務があるとして、スライドに記載している8つの 権利と5つの責務を提唱しています。

8つの権利の基本的な柱のひとつとして、安全である権利が定められており、健康・生命に危険 な製品・製造過程・サービスから守られることが挙げられています。

なお、5つの責務としては、商品やサービスの用途、価格、質に対して敏感で問題意識を持つこ と(批判的意識)、自己主張し公正な取引を得られるように行動する責任(自己主張と行動)、 自らの消費生活が他者にあたえる影響、とりわけ弱者に及ぼす影響を自覚する責任(社会的関 心)、自らの消費行動が環境に及ぼす影響を理解する責任(環境への自覚)、消費者の利益を擁 護し、促進するため、消費者として団結し、連帯する責任(連帯)であり、社会の一員として問題 意識を高く持ち責任ある行動をとることが求められています。



粗悪品・不正表示・取引対策から始まり・

- ●食品衛生法(1947)
- ●農薬取締法、薬事法公布。主婦連結成(1948)
- ●工業標準化(JIS)法(1949)、JAS法(1950)
- ●薬事法(1960)
- ●家庭用品品質表示法(1964)
- ●宅地建物取引業法(1952)
- ●割賦販売法(1961)
- ●消費者保護基本法(1969)
- ●農林省消費経済課(1963)、通産省消費経済課(1964)
- ●国民生活センター(1970)

3

消費者問題が重要な政策の柱となったのは、戦後、大衆消費社会が到来する中で、物資の欠乏を背景とした粗悪品や不正表示品と、弱者の立場の消費者を惑わして不利益を与えるような契約や取引が横行したためです。

これらの問題への対策として、食品・医薬品そして工業品の品質・安全・信頼性に関わる様々な 法律が整備されてきました。また、消費者の利益を守るために、消費者契約に関わる様々な法律 が制定されました。併せて、行政機関においても、消費者行政担当の部局が設置されました。

1970年には、取引や製品安全などに関する具体的な問題に対応する機関として国民生活センターが発足し、消費生活相談、商品テスト、消費者問題の解決等の業務を開始しました。





製品安全法規制とSGマーク制度へ

- ●安全に関する法令の整備(1973)
 - ▶<u>消費生活用製品安全法(消安法)</u>
 - ▶化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
 - ▶ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(家庭用品規制法)
- ●消安法の枠組み
 - ▶ 強制規格(PSC)による規制(特定製品と特別特定製品)と任意の安全規格(SG)による補完
 - ▶ 製品事故にともなう損害の賠償
 - ▶ 任意措置の運営母体として「製品安全協会」を創設

(特定製品(※は特別特定製品、赤字はSG基準対象品目でもあるもの)

家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乳幼児用ベッド(※)、携帯用レーザー応用装置(※)、石油給湯機、磁石製娯楽用品、乗車用ヘルメット、登山用ローブ、浴槽用温水循環器(※)、石油ふろがま、ライター(※)、吸水性合成樹脂製玩具(SG基準対象品目)

はしご・脚立、ベビーカー、乳幼児用ベッド、ヘルメット(乗車用、自転車用、野球用他)、ウォーキングポール、 シルバーカー、歩行車、ショッピングカート他、計110品目

4

1973年には安全関連の3つの法律が整備されました。そのうちの一つが、消費生活用製品安全法で、通称「消安法」と呼ばれるものです。

この法律は、構造、材質、使用状況等から見て、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を 及ぼす恐れが高いと認められる製品を「特定製品」として指定しています。また、特定製品のう ち安全性の確保が不十分な事業者がいると認められる製品は「特別特定製品」に指定されます。

これらの製品に対しては、政府が技術基準(強制規格(PSC))を定めています。この基準を満たさない製品は製造、輸入及び販売することができません。また、万が一、製品の欠陥により事故が発生した際には、その製品を製造・輸入・販売した事業者に損害を賠償させることとなりました。特定製品については、製品が強制規格に適合していることを事業者が確認すれば良いですが、特別特定製品については、第三者による適合性の確認(第三者認証)が必要ととなります。

安全性を求めるべき製品は広範にわたりますが、強制規格化は強い規制ですからなんでもかんでも指定するわけにはいきません。そのため、消安法においては、これを、任意の安全基準と認証制度で補完することとなりました。この任意の安全基準がSG基準であり、それに合致すると認められる製品にはSGマークを貼付することができるようにし、その運営母体として、中立性の高い「製品安全協会」が創設されました。SGマークが付けられた製品で、製品の欠陥により人身事故が生じた場合は、SGマーク賠償制度により損害の賠償を行うこととなったのです。

現在、PSCでは、12品目が特定製品となっており、うち、4品目は特別特定品目となっています。また、SG基準が定められている品目は110に及びます。





製品を製造・販売する事業者の責任

- ●「製造物責任(PL)」は、必ずしも製造事業者のみにかかる責任ではない Productは製品を意味し、その責任は「製造者」に限定されない。
- 「製造物責任」は広範。免責の条件は限られている。

【免責事由】

- ① 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと(開発危険の抗弁)
- ② 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

ただし、<u>欠陥が分かってから適切な措置を取らず、製造・販売をし続けた場合は責任を問われる。近年、販売者、プラットフォーマーにも、より重い責任が課せられるようになっている。</u>

5

製品を製造・販売する者は、その製品に欠陥があって、それによって事故が発生した場合に責任を問われます。いわゆる製造物責任(PL)です。

PLとは、Product Liabilityのことですが、ここにおけるProductは製品を意味します。「製造物責任」と訳されるために製造事業者のみの責任と誤解されることがありますが、販売事業者の指示で製造された製品であったり、通販事業者を信頼して購入したのに製造事業者にコンタクト出来ない場合などは、製品を取り扱い販売した事業者の責任が問われることあります。

「製造物責任」において事業者は広範な責任を負います。責任を免れることができる条件(免責条件)は限られています。それらは、

- ① 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと(開発危険の抗弁)
- ② 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと

です。ただし、①②の事情があったとしても、欠陥が分かった場合以降に適切な措置を取らずに製造・販売をし続けた場合は、責任を問われることがあります。

近年、プラットフォーマーに出展された製品を購入する通信販売の割合が増えていますが、消費者が販売事業者にコンタクト出来ないような場合、或いは、プラットフォーマーを信用して製品を購入したという場合で、製品に欠陥が見つかり、それで事故が発生したような場合は、プラットフォーマーも責任が問われる可能性があります。





通販による製品事故が増えている

- ●通販により購入した製品による事故が急増。重大製品事故報告数が増加傾向
 - ▶重大製品事故報告件数は、報告が始まった2008年度以降2018年度までは減少 1,424件(2008)→813件(2018)
 - ▶2019年は、自転車の製品不良により1,221件に増加
 - ▶2020年以降は増加傾向 1,019件(2020) 1,041件(2021) 1,023件(2022) 1,186件(2023)
- ●製品のネット購入が急増している
 - ▶EC化率 3.85%(2013) →9.13%(2022) 利用世帯 21.6%(2012)→52.7%(2022)
- ●重大製品事故の製品入手経路でインターネット通販が急増
 - **>**13.9%(2020)→26.7%(2023)

6

製品安全にかかる法令・制度が整い、製品事故は2018年までは減少傾向にありました。しかし、最近はネット通販により購入した製品による事故が急増しており、重大製品事故報告数が増加傾向に転じています。

重大製品事故報告件数は、報告制度が2007年に導入されています。それまでの統計はありませんが、製品安全協会におけるSG事故賠償の推移(非公開)を見ると1990年代から件数は減少していた可能性があります。報告が始まった2008年度以降2018年度までは減少しており、2008年に1424件あった報告が2018年には813件にまで減少しました。

2019年は、自転車の製品不良、いわゆる一発二錠の不良により事故報告件数が1,221件に増加しました。

その後、2020年には1,019件に戻りましたが、それ以降、2021年に1,041件、2022年に1023件、2023年に1186件と増加傾向にあります。

この背景には、製品のネット購入が急増していることがあります。BtoCのEC化率はこの十年で倍以上に急増しています。利用世帯も5割を超えるまでに至っています。残念ながら、ネット通販では、誤解を招く、或いは偽りのある表示が行われている製品、粗悪な製品や、分かりやすい表示や取扱説明書がない製品が多数みられます。このために、重大製品事故の製品入手経路でネット通販が急増していると考えられます。





通販事業者には以前より重い責任が

- ●ネットモール事業者によるプレッジ(2020豪)
- ●ネットモール大手に4品目の出品審査要請(2020)リチウムイオン蓄電池、携帯用レーザー応用装置、カートリッジガスコンロ(2020から)乗車用ヘルメット(2022から)
- ●ネットパトロール事業開始(2020)
- ●「製品安全誓約の声明」(OECD: 2021)
- ●取引デジタルプラットフォーム(DPF)を利用する消費者の利益の保護に関する法律(2022)
- ●ネット7事業者が製品安全誓約(2023)

ネットモールにおいて消費者が購入した製品によるトラブルに対応するために、豪州では、ネットモール事業者らの自発的な誓約として、ネットモール事業者による誓約が2020年に始まりました。その内容は、次のスライドで紹介しますが、リコール製品や安全でない製品が見つかった場合にはネットモール事業者が速やかに対応し、情報を共有し、再発を防止するなどの対応をおこなうというものです。

我が国においても、2020年から、ネットモール大手に対して、安全性の懸念が強い品目について 出品にあたり審査を行うことを政府が要請しています。具体的には、リチウムイオン蓄電池、携 帯用レーザー応用装置、カートリッジガスコンロが2020年から、乗車用ヘルメットが2022年か らその対象となっています。

また、経済産業省が、インターネットを通じて消安法等の安全法規に違反した製品が出ていないか監視する「ネットパトロール事業」を2020年に開始しています。それにより、件数は増加こそしてはいないものの、違反品販売は、一定の水準で推移しています。

2021年には、豪州の誓約制度などの検討を行ってきたOECDが「製品安全誓約の声明」を出しています。

2022年には、取引デジタルプラットフォーム(DPF)を利用する消費者の利益の保護に関する法律が施行されました。その内容は、後のスライドで説明をしますが、消費者の権利を保護するために、販売事業者等の情報を開示すること、悪質な事業者が取引DPFを利用できないようにすることなどが覚められています。

そして、2023年には、日本版の製品安全誓約がネットモール7社により行われました。

このように、ネットを通じて買い求めた製品が安全でないために消費者が損害を受けないように、 通販事業者に求められる責任が重くなってきています。





オットモール事業者による誓約(2020豪)

- ●定期的に製品安全規制当局のリコールサイトや他のリコール製品・安全でない製品の情報を確認し、見つけた場合 は適切に対処する。
- ●リコール製品・安全でない製品を通知し、削除要請できるよう、オーストラリア規制当局に**専任コンタクトポイント**を提 供する。
- ●コンタクトポイントがオーストラリア規制当局からの削除要請を受けて2営業日以内に見つかった安全でない製品を 削除する。当局に採られた措置と関連結果を通知する。
- ●販売者がオーストラリア製品安全規制法を遵守することを促進する措置を実施する。規制当局(ACCC)のウェブサイ トへのリンクを含め、コンプライアンス研修・ガイダンスの情報を販売者と共有する。
- ●オーストラリア規制当局や販売者と協力し、関連するリコールや安全でない製品の是正措置について、消費者に情 報提供する。
- ●オーストラリア規制当局との協力も含め、安全でない製品の販売を繰り返す違反者に対して執る合理的な措置を実 施する。
- ●既に出品削除された安全でない製品の再出現を阻止するための措置を執る。

(2021経産省資料から)

ネットモール事業者が、ネットモールに出品された製品の安全対策に対して責任をもって対応す ることを宣誓する取り組みの草分けとなったのは豪州です。

ネットモールにおいては、出品された製品に対する責任は出品者が負うものではあります。しか しながら、消安法などの法律に違反するような安全性に懸念のあるような製品の出品が相次ぐよ うな事態を受けて、法的な枠組みを超えた官民協働の自主的な取り組みとして、ネットモール事 業者が安全上の懸念がある製品についての情報を共有し、出品者が出品を取り下げない場合には 規制当局からの要請を受けて削除することを約束したものです。

これは、「場所貸し」であっても、そこで扱われる製品の安全性について、運営事業者が従来よ りも重い責任を負うようになったことを意味します。





国 取引DPF消費者保護法(2022)とは

- DPF(デジタルプラットフォーム)事業者の努力義務
 - ① 消費者が販売事業者等と円滑に連絡できること
 - ② 販売条件等の表示の適正確保、
 - ③ 販売業者等の特定に資する情報の提供
- DPF利用の停止等にかかる要請 安全性関連事項などが事実に相違し、販売業者等の是正が期待できない場合の利用停止
- 販売業者等に関する情報開示請求権 消費者に、損害賠償請求等を行う際に必要な情報を請求できる権利
- 官民協議会、申出制度 取り組み情報の共有、消費者が適切な措置の実施を求める申出制度の創設

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律とは、オンライン モール等の取引デジタルプラットフォーム (DPF)とは、オンラインモール等の取引デジタルプ ラットフォーム(取引DPF)において、危険な商品の流通や販売業者が特定できず紛争解決が 困難になるといった問題が発生していることから、これに対応し、通信販売取引の適正化及び紛 争解決の促進に関し取引DPF提供者の協力を確保し、消費者の利益の保護を図ることを目的と したものです。

DPF事業者の努力義務としては、取引 DPF を利用して行われる通信販売取引の適正と紛争の解 決を促進させるために、

- ①消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置
- ②販売条件等の表示の適正確保
- ③販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置

を取引DPF提供者に努力義務として課しています。

また、重要事項(商品の安全性の判断に資する事項等)に著しく事実に相違等する表示があり、 かつ、販売業者等による表示の是正が期待できない場合は、取引DPF提供者に対して、内閣総理 大臣(消費者庁)が、販売業者等による取引DPFの利用を停止させることを要請することができ るようになっています。

さらに、損害賠償等を行う場合に必要となる、販売時事業者等の情報の開示を請求できる権利を 消費者に対して与えています。

最後に、取引DPF提供者からなる団体、消費者団体、関係政府行政機関等により官民協議会を組 織して、取り組み情報の共有等の情報交換を行い、また、消費者が、利益を害される恐れがある 旨を内閣総理大臣(消費者庁)に申し出て、適切な措置の実施を求めることができる申出制度の 創設しています。





日本版製品安全誓約(2023)

- ① 規制当局等の情報を定期的に確認。リコール製品や 安全でない製品を特定した場合は適切に対処する
- ② リコール製品や安全ではない製品に関連する情報の 通知又は出品削除要請ができるよう専用窓口提供
- ③ 出品削除要請を受けたら2営業日以内に当該製品 の出品を削除
- ④ 要請があった場合には製品のサプライチェーンを特定し対応
- 5 内部管理体制を構築・維持
- 誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品が出品されていることを消費者が直接通知できる手段を提供。通知があった場合は、5営業日以内に適切に対応

- 8 規制当局や販売者と協力し、製品や安全対策・措置 について消費者に情報提供
- ⑨ 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品や安全でない製品の販売を阻止又は制限する制度の構築・維持
- ⑪ 悪質な販売者に対して適切な措置
- (1) 出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の 再出品を阻止するための適切な措置
- (7) リコール製品や安全ではない製品の検出や出品削除の水準を向上させるための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討

10

日本においても、主要なネットモール事業者と政府が協議を進めた結果、2023年6月に、7事業者(アマゾンジャパン合同会社、eBay Japan合同会社、auコマース&ライフ株式会社、株式会社メルカリ、株式会社モバオク、LINEヤフー株式会社、楽天グループ株式会社)が日本版の製品安全誓約に参加することとなりました。

個人が中古品を出店するプラットフォームとなっている事業者も参加していることは、出展者が 事業者でなくとも、また、製品が中古品であっても、その製品を取り扱う事業者がその製品の安 全性に対して一定の責任を負うことの証でもあります。





欠陥のある製品は製造・販売しない!

それでは、「欠陥」とはなにか?

- ① 製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組立てに誤りがあったりしたなどの原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠く場合、いわゆる製造上の欠陥
- ② 製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために、製造物が安全性に欠ける結果となった場合、いわゆる設計上の欠陥
- ③ 有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の 発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者が与えなかった場合、いわ ゆる指示・警告上の欠陥

(消費者庁HPから)

消費者の安全を求める上で事業者がなさねばならぬことは、「欠陥のある製品」の製造・販売を しないことです。では、製品の「欠陥」とはなにを言うのでしょうか?

消費者庁は、製品の欠陥について、3つの分類を示しています。

第1は、製品の材料や部品に粗悪なものが混入したり、組立が適切に行われなかった結果、製品が安全性に欠けるものとなった場合です。これは、「製造上の欠陥」と言われるものです。

第2は、製品の設計において安全性が十分に考慮されていなかったために製品が安全性に欠ける ものとなった場合です。これは、「設計上の欠陥」と言われるものです。

第3は、製品は有用ではあるが、それを使用するあたり懸念される危険が残るため、十分な注意を払って使うべき製品に対して、事故を防止・回避するための適切な注意喚起などの情報が適切に提示されていなかった場合です。これは、「指示・警告上の欠陥」と言われるものです。





製品のリスクを削減するには?

「リスク管理の在り方(ISOガイド51)」に則った対応が求められる

【目的】リスクを許容可能なレベルに低減させる

- その時の社会の価値観 絶対安全の理想と達成できることとの間の最適バランス
- 製品又はシステムに適合する要求内容
- 目的及び費用対効果のための適合性の要因

【対策】リスク管理

ステップ1 本質的安全設計方策(最優先の対策):製品本体の設計・仕様についての基準

ステップ2 安全防護及び付加的保護:防護用のカバー、安全レバー等

ステップ3 使用上の情報:本体表示、取扱説明書等

12

では、前のスライドで触れた製品の欠陥をどうやって回避すればよいのでしょうか?

欠陥の内、①の製造上の欠陥は品質管理の問題となります。他方、②の設計上の欠陥と、③の、指示・警告状の欠陥は、科学的・客観的なアプローチによりシステマチックに回避することが重要となります。その規範となるのはISOのガイド51(リスク管理の在り方)です。

製品リスクが無くなるにこしたことはありませんが、一般的には製品を使用する際になんらかのリスクは免れません。ISOのガイド51は、そのようなリスクを、製品の有用性や費用対効果などのバランスの中で許容可能な水準まで下げることを求めています。

リスクを避ける上で、もっとも基本的なものは、製品本体の設計や仕様において、製品が安全に使えるように配慮を行うことです。例えば、ベビーカーで指はさみを生じないように指が挟まるような穴や隙間ができないように設計するのはそのような配慮となります。

次いで、安全防具や追加的な保護対策を行うものです。危険なところに手や指がとどかないように防護用のカバーをつけるような対策がこれに当たります。

このように、製品設計において製品のリスクが極力小さくなるようにすることが基本ですが、それだけではとり切れないリスクに対しては、製品の使用の仕方についての説明や注意喚起を、表示や取扱説明書などによって行うというものです。

このようにして、事業者は、「許容可能なレベル」にまでリスクを下げなければなりません。





■ 許容可能なレベルのリスクとは?

許容可能なリスクのレベルはいろいろな要因に左右される

- 製品の効用(便利なものはより大きなリスクが許容されうる) 例:子どもが落下しやすくても、使いがってや子どものあやしやすさ等で「スリング」が許容される
- ●製品の使われ方

例:ベビーカーは、日本では頻繁に折りたたむことが多いために指はさみリスクが重視される

●技術進歩や社会の違いと変化

技術進歩でより安全な製品が出れば許容可能なリスクは小さくなる 事故が社会問題化すれば許容可能なリスクが小さくなる(あらたな規制の導入もある)

事業者は、取り扱う製品のリスクを許容可能なレベルに抑える必要がありますが、そのレベル とはとは様々な要因に左右されるます。製品の効用とリスクのバランス、国内における製品の 使われ方、技術の進歩、消費者が期待する安全性等を考慮して「許容可能なレベル」を見つけ ていかねばなりません。

例えば、製品のリスクが高くとも効用が大きければそのような製品が許容されます。この頃は、 スリングという、布で子どもを包み込んで抱えるような製品が普及してきています。この製品 は、構造上、子どもが落ちやすいというリスクがあります。しかしながら、製品がバッグに入 れやすく慣れれば使用が容易で、子どもがぐずりにくいなどの効用があるためにそのリスクが ある程度許容されていると考えることができます。

同じ製品であっても、その使われ方で重視されるリスクが変わることがあります。例えば、ベ ビーカーは、日本では、保育園、幼稚園、病院などに行く際、そこでは折りたたんで置いてお くことが多いです。近年は交通機関で子どもを乗せたまま乗車できるようになってきています が、車内が混んでいれば折りたたまれることはあることと思います。このように頻繁に折りた たんで使うような場合、製品の開閉時に指を挟みにくいことは重要なポイントとなります。

また、製品の使われる環境、社会・文化的な背景によって変わることがあります。例えば、歩 道の幅や段差、公共交通機関を使う頻度、靴を脱いで床に座るか、浴槽内で身体を洗うか等の 違いにより、国によって製品の使い方と製品に求める安全の水準に影響します。技術進歩によ りより安全な製品ができれば、求める安全の水準が高まるでしょうし、逆に、より有用だがリ スクも大きいというような製品がでれば、受け入れられるリスクが大きくなるかもしれません。 逆に、事故の発生が社会問題化すればより厳しい規制がかかるかもしれません。最近の事例と しては、自転車用ヘルメットの着用の努力義務化がその一例です。





製品安全のためになすべきこと

- <u>設計上の欠陥</u>がないこと ISOガイド51のステップ1及びステップ2に従い十分な安全設計がされていること
- 製造上の欠陥がないこと

製品が設計通りに製造されていること。十分な品質管理を行い、かりに品質に一定のばらつきが生じる場合でも安全上問題を生じない安全の余裕をもって製造されること

● 指示・警告上の欠陥がないこと ISOガイド51のステップ3に従い、同ガイドのステップ1、2で取り切れないリスクを受け入れ 可能な水準まで下げるため、使用方法、使用上の注意がわかりやすく提示されていること

14

それでは、製品を製造・販売する事業者としては、扱う製品の安全を確保するために、どこまで何をせねばならないのでしょうか?

それは、消費者庁が指摘する3つの欠陥が生じないように、製品の設計、製造、及び、指示・注 意喚起を十分に行うことです。

まず、【設計上の欠陥】を回避するためには、前述のISOガイド51に従い、その最初のステップとして製品の本質的な設計において極力リスクを削減しなければなりません。そして、ステップ2に従い、取り切れないリスクは安全防護対策や付加措置を加えることで極力リスクを削減します。

また、【製造上の欠陥】を回避するためには、製造工程における十分な品質管理が必要ですが、 製造方法上どうしてもばらつきが生じてしまう場合であれば狙いの品質で十分な安全の余裕を持 たせることが必要です。材料・部品の品質管理も不可欠です。

最後に、【指示・警告上の欠陥】を回避するためには、やはりISOガイド51に従い、ステップ1及び2のリスク管理対策ではとり切れないリスクを許容可能な水準まで下げるために適切な指示・警告等を行うことが必要です。

その上で、万が一、事故が発生した際には、被害者が納得できるような科学的客観的な調査分析を行い、それで、もしも製品の欠陥が認められ、それによって事故が発生したものであるならば、その事故により生じた被害者の損害を賠償を行わなければなりません。それも、被害者の理解を得る必要があります。





| もしも事故が起こったら

万一事故が発生したときには

【原因究明】

- 被害者の納得を得られる科学的客観的な調査・分析を行うこと
- 再発防止策をとること

【補償措置】

製品に欠陥が認められた場合、妥当で被害者の理解の得られる賠償を行うこと

その上で、万が一、事故が発生した際には、事故原因を究明するための調査分析を行う必要があ ります。科学的で客観的なものである必要があります。

その結果に基づき、再発防止策をとる必要があります。もしも製品の欠陥によるものと認められ る場合には、その欠陥に対応する必要があります。それは、製品の構造や材料設計、製造方法の 変更もあれば、本体表示や取扱説明書の記載内容の改善となるかもしれません。

もしも、誤使用によるものと認められた場合でも、そのような誤使用を減らすために、関係者間 での情報共有や消費者への注意喚起等を行っていくことが期待されます。

また、製品の欠陥が認められ、それによって事故が発生したものであるならば、その事故により 生じた被害者の損害を賠償を行わなければなりません。それも、被害者の理解を得る必要があり ます。

このような対応を、一事業者が独自の努力で一つ一つに製品に対して行っていくのは容易なこと ではありません。その解決策の一つが、信頼できる認証制度を活用することなのです。





SG基準とSGマーク認証

【SG基準】

- 製品の設計・仕様等についての基準 (ISOガイド51のステップ1及びステップ2への対応)
- 製品、包装等への表示、取扱説明書に記載すべき事項 (ISOガイド51のステップ3に対応) 基準制定・改正には学識経験者、消費者団体、政府関係者らも加わり、 社会的コンセンサスを形成する。

【SG認証】

- ■工場登録+型式確認(メリハリのある審査による信頼性確保と負担軽減)
- ●ロット認証(一定の均質性があるロットごとの認証)

SGマーク制度は、前のスライドで事業者が行わなければならない安全対策に包括的に対応する 認証制度です。SGマーク制度は、SG基準、SG認証、SG賠償の三つで構成されています。

【SG基準】は、製品の設計と仕様に対する安全要件は、ISOガイド51のステップ1とステップ2 に従って決めています。また、本体表示、取扱説明書などは、同ガイドのステップ3に従い決め ています。

SG基準の制定・改正には、関連する業界の事業者代表者らに加えて、学識経験者、消費者団体、 政府関係者、検査機関などが加わります。したがって、ここでの検討の結果は、これらの関係者 のコンセンサスを得たものとなります。つまり、制定・改正した個別のSG基準が、ISOガイド5 1が求める「リスクが許容可能なレベル」であることを確認するものとなります。

【SG認証】とは、SG基準に適合している製品を認証するもので、認証を受けた製品にはSGマー クを貼付することができます。審査には、工場の品質管理能力を確認した上で、実際にSG基準 に適合した製品を製造できることを確認する「工場登録+型式確認」という方法と、一定の均質 性があるロット毎に抜き取り検査によりSG基準適合性を確認する「ロット認証」というもので す。このSG認証を受けてSGマークを表示することは、製造・販売する製品が、安全設計が十分 行われており(つまり、設計上の欠陥がなく)、表示・取扱説明書等が適切で(つまり、指示・ 警告上の欠陥がなく)、かつ、品質が担保されている(つまり、製造上の欠陥がない)ことの証 となります。





SG賠償とは

万が一製品の欠陥により事故が発生した際に人的損失を賠償する

【要件】

- ●SGマークの有効期間内に日本国内で発生した事故で
- ●製品に欠陥が認められ
- ●その欠陥が原因となり事故が発生した場合

【原因究明と賠償】

- ●原因究明から賠償まで中立的立場にある製品安全協会が責任をもって行う
- ●被害者、事業者の手間や負担が最小限に抑えられる

なお、製品に欠陥が見つかった場合は、製造事業者に適切な対応を求めます。 また、SG基準に不備が認められる場合は、SG基準を改正します。 関係者と事故情報を共有し、必要に応じて注意喚起等を行います。

さらに、万が一、製品の使用に伴う事故が発生した際に、消費者の申請を受けて中立的な立場の 製品安全協会が原因究明を行い、製品の欠陥に起因すると認められれば製品安全協会が賠償を行 います。つまり、前のスライドで示した、製品の製造・販売を行う者がとらねばならぬ安全対策 を網羅しているのです。

SG賠償が行われるための要件は、

- ○SGマークの有効期間内に日本国内で発生した事故で
- ○製品に欠陥が認められ
- ○その欠陥が原因となり事故が発生した場合

となります。賠償の対象となるのは、事故による人的損害であり治療費等が対象となります。診 断書、治療の領収証などのエビデンスが必要となります。

ほとんどの事業者は、PL保険にも入っておられることと思います。PL保険も製品の欠陥があっ た場合の事故に伴う賠償を行うものではありますが、事故の原因究明までを引き受けるものでは ありません。事故が発生した際に事業者が誠意をもって対応をしても、利害関係者となるために その判断について被害者が納得しないことが起こります。また、事故原因究明は、様々な視点で 事故原因の可能性を検討せねばならず、そのための十分な知見とスキルを持っている人材と時間 を要します。したがって、事故原因究明から賠償までを第三者的な立場の製品安全協会が行うこ とは、被害者にとっても事業者にとっても大きなメリットがあります。

なお、製品に欠陥が見つかった場合は、製造事業者に連絡し、SG基準に適合せずに事故が発生 した場合は、不適合品の生産出荷の停止を指示し、市場に出回っている製品についてはリスクに 応じた適切な対策を求めます。SG基準に不備が認められる場合は、その旨を周知し、SG基準を 改正します。行政機関等と事故情報を共有し、必要に応じて注意喚起等の対応を行います。





製品の使われ方を重視したSG基準

【はしご・脚立】

- 使いやすさを考慮した安全設計
- 製品設計では対応できないリスクの削減対策(本体表示等

【圧力なべ】

- 圧力による破裂のリスク削減策(強度、安全弁)
- 取っ手が熱くなりすぎない仕様

【クッキングヒータ用調理器具】

● 火力がしっかりと安全に伝わる仕様(平面性、曲がりにくさ







18

では、SG基準はどのような視点で制定・改正されているでしょうか。

SG基準の特徴は、製品の実際の使われ方を踏まえて安全要件を規定することです。いくら安全といっても使いにくい製品になってしまえばそのような製品は選択されません。また、使いにくい製品を使おうとすると無理が生じて新たな危険が生じることがあるからです。実際の使われ方には、想定される誤使用も含まれます。そして、リスクを十分に削減するために、製品の仕様や表示・取扱説明書を定めています。なかには、使用する者が気が付きにくいリスクに対応しているものもあります。

【はしご・脚立】の例を取り上げましょう。頑強なものにしようとすれば材料として鉄材を選べばよいですが、重量が増して使い勝手が損なわれます。したがって、SG基準においては、使い勝手と安全のバランスが重視されます。製品に求められる強度等の要件と合わせて、乱暴な使い方、無理な使い方、不注意な使い方をしないように本体表示と取扱説明書で指示・警告を行っています。

【圧力なべ】の場合、圧力による破裂が生じないことが基本的な要件であり、また、安全に使うための指示・警告も重要です。加えて、取っ手が熱くなりすぎないような仕様を求めています。これは、熱くなった取っ手に触れて慌てて鍋を振り回して事故にあうことがしばしば起こるからです。このように、製品を使用する際にありがちな行動も考慮して事故を極力回避することも、SG基準の重要な視点となっています。

【クッキングヒータ用調理器具】は、何がリスクなのか使う側には分かりにくい製品の一つです。 IHクッキングヒータで鍋底が曲がったり歪んでいるようなものを使うと、ヒーターの熱が鍋に均 質に伝わらず、最悪、発火するリスクがあります。そのため、火力がしっかりと安全に伝わるよ うに、平面で、ぶつけたりしても容易には変形しない仕様を求めています。





■ 多様なリスクへの対応

【アイロン台】

- 台の安定性
- 脚部の折り畳みが意図せずに折りたたまれない構造
- ●アイロンかけ面他でホルムアルデヒドが発散されない
- スチームアイロンの蒸気抜け等によるやけどに対する注意喚起





製品によっては、多様なリスクを想定せねばならないものがあります。身近なもので、アイロン 台の例を見てみましょう。

アイロン台は、その上に衣類を置いてアイロンを動かすのですから、台の上でアイロンを搖動さ せても十分な安定性がなければなりません。また、収納時には脚部を畳みますが、使用中に脚部 が意図せずに折りたたまれるようなことがない構造である必要があります。さらに、アイロンを かけた際に、かけ面他で有害なホルムアルデヒドが発散することが無いような素材を使用する必 要があります。スチームアイロンを使用すれば蒸気抜け等によりやけどを負うリスクがあります が、アイロン台を使用するときに、そのことを意識して十分な注意が払うように、適切な注意喚 起がなされている必要があります。

このように、製品を使用する上で様々な安全上のリスクが想定される場合は、それぞれについて、 適切な対応をとる必要があるのです。SG基準は、そのようなリスクに網羅的に対応する内容と なっています。





□ 日本の安全に対する要求に対応

欧米では使う側の責任とされるものも製品で対応(赤字部分)

【ベビーカー】

- 製品の強度、耐久性等
- 製品が意図せずに折りたたまれない機構
- ●指はさみの防止

【抱っこひも】

- 製品・部品の強度、有害化学物質を含まないこと等
- バックルの一つが外れても子どもが落ちにくいこと





ISOガイド51は、リスクを許容可能なレベルに低減させることを求めています。この、「許容 可能なレベル」とは、必ずしも世界共通ではありません。社会、文化の違いにより、製品に求め られる安全のレベルが変わりえるからです。製品を製造・販売する場合には、このような視点で、 どこまでの安全が要求されるのかを考慮する必要があります。

【ベビーカー】においては、製品の強度や耐久性のような基本的な要件は内外で大きく変わるこ とはありません。また、ベビーカーが意図せずに折りたたまれることがないように、一連の二つ の動作、或いは、両手での同時の操作を行うなどしなければ操作できないような機構を設けるこ とも同様です。日本では、これらに加えて、子どもの手の届く範囲に、指を挟むような隙間がな いこと、操作の際にそのような隙間ができないことを要求しています。指はさみは、欧米では使 用する側の不注意であり責任は使用者側にあるという考え方です。しかし、日本では、実際に指 がちぎれそうになるような事故が起こり社会問題化しました。その理由としては、製品が使われ る社会的な環境の違いがあります。日本では、交通機関で移動する際、医者に行く際、保育園・ 幼稚園に行く際など、ベビーカーを頻繁に折りたたねばならないことがあります。欧米では、畳 まずに使用を続けることが多いです。このため、日本では欧米以上に指はさみに対しては関心が 強くなるのです。

【抱っこひも】は、その構造上、特に前かがみになった場合子どもが落ちるというリスクがあり ます。横から滑り落ちることもあります。欧米では、このようなリスクはやむ負えない、つまり、 許容可能なレベルのリスクととらえており、製品が破損するようなことなしに子どもが落下した 場合は使っていた親の責任とみなされます。日本でも落下事故は多数発生し、その中には重篤な 怪我を負う事例も見られ、社会問題化しました。それを受けて、子供の落下を少しでも防ぐため に、SG基準では、バックルの1つが外れても子供が落ちにくい構造であることを求めています。

このように、同じ製品であっても、内外で求める安全性が異なることがあり、日本国内での使用 の実態と求められる安全のレベルを考慮することが必要となるのです。





使われ方の変化に応じた見直し

【棒状つえ】(自立型の多点杖の登場)

- → 座っている状態から立ち上がる際に体を支える使い方
- → 握りに強い力がかかる→SG基準の改正 要求強度を高める+使用上の注意

【ショッピングカート】

- → 横押し式製品を高齢者が歩行補助に利用
- → 使いやすさ(=安全性)と耐久性の見直し(SG基準改正) 車輪径の変更、落としたときの耐久性追加、使用上の注意



21

製品は、ときとともに使われ方が変化し、それに伴い当初想定していなかった新たなリスクが生じることがあるため、それらに速やかにかつ適切に対応することが必要となります。

【棒状つえ】は、床や地面にまっすぐ立てておくことができるように先が分かれた製品がでてきました。このような製品が登場すると、つえに体重をのせて座り込んだり立ち上がったりするという使い方が行われるようになりました。本来、つえは、歩行時にバランスをとるための道具であり、体重をのせて使うようなことは想定していません。使い勝手を良くするために、軽量の製品が出回っていましたが、そのような製品に身体の重さを預けてしまうと、変形、破損してしまいます。このため、ある程度体重をのせても壊れることがないようにSG基準を改正しました。

【ショッピングカート】は、従来は、重い荷物を運ぶためのカートでした。そのための強度や、ある程度の段差を越えることができるような車輪径を求めていました。しかし、近年、小型の横押し型の製品が登場し、高齢者のバッグ代わりの歩行補助具として使われることが多くなっています。このような使い方になると、片手で簡単に取り廻すことができ、例えばバスの床から地面に落とすように置いても壊れないような十分な耐久性などの性能が求められるようになります。ですので、SG基準を見直し、許容される車輪径を従来よりも小さめに変更し、製品を落下させた際の耐久性を要件として加えるなどの変更を行いました。

このようにして、SG基準は、製品の進歩や使われ方の変化も加味して、新たなリスクに対して 速やかに対応できるように基準の改正を行っているのです。





SGマークの役わり

~ 消費者にとって ~

- 安全な製品の見分けができる
- しっかりした取扱説明書がついている
- 製造元・供給者が分かりコンタクトできる
- 万一、製品の欠陥で事故が発生したとき賠償される
- 事故原因調査から賠償まで製品安全協会が対応する



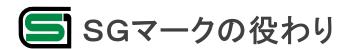
結論として、SGマークの役割を、消費者にとっての意味と、事業者にとっての意味とで整理し てみましょう。

【消費者】にとっては、第一に、安全な製品を見分けることができます。また、SGマークのつ いている製品であれば、かならずしっかりした取扱説明書がついています。ちなみに、近年、イ ンターネット販売において、海外の認証をとったと表示した製品の中には、日本語の表示や取扱 説明書がないものが散見されます。そのような製品は、前のスライドで説明した通り、「指示・ 警告の欠陥しとみなされる可能性があります。

なにかトラブルがあった際に、製造元・供給者にコンタクトができることが必要ですが、SG マーク付き製品であればそれが容易にできるようになっています。ネットモールなどでは、出展 者の情報に欠けるものが少なくありません。その場合、消費者は泣き寝入りになるか、或いは、 ネットモール事業者に対してクレームを出さねばなりません。どの程度誠意をもって対応をする かは事業者次第となります。

万が一、製品の欠陥により事故が発生した場合は、人的な損害について製品安全協会が賠償を行 います。そして、事故原因究明から賠償まで、製品安全協会が責任をもって対応するので、自ら 様々な調査を行ったり、製造・販売事業者に働き掛け交渉をするというような負担をする必要が なくなります。





~ 事業者にとって ~



- 製造・販売事業者に求められる安全対応をしっかり と行える。
- 製造・販売する安全の価値を明確にし、製品安全に コミットしていることを示せる
- 製造・供給者と確実に連絡がとれる
- 万一、製品の欠陥で事故が発生した際に賠償できる
- 原因究明から賠償まで、製品安全協会に任せられる

23

【事業者】にとっての意味は、なんといっても、製造・販売する者が負わなければならない安全対策をしっかりと行うことができるということです。一企業が、個々の製品についてISOガイド51が求める安全対策について判断し、消費者庁がいう欠陥が無い製品として製造・販売していくことはとても難しいことです。しかし、SGマークの認証を受ける、或いは、SGマークのついている製品を取り扱うことにより、適切な対応することができるのです。

そして、SGマークの認証を得る、或いは、SGマークのついている製品を扱うことを事業者のポリシーとすることにより、その事業者が扱う製品の安全の価値を明確にし、製品安全にコミットしていることを世に示すことができます。

言うに及ばず、ネットモール事業者にとっても、製品の製造・供給事業者にコンタクトができることは重要なことです。信頼できる製造・供給者であるかの確認もビジネスにおいて重要な課題となります。SGマークの認証を受けている事業者であれば信頼でき、確実に連絡をとることが可能となります。

万一、事故が発生したときに、事故原因を究明し、製品に起因する事故と判明すれば賠償しなければなりません。PL保険に入っていても、事故原因究明は原則自ら行う必要が生じます。

被害者に十分な理解を得ながら原因究明と賠償等の対応を進めていくことは、コンプライアンス上、重要な課題となります。しかしながら、事業者は当事者の立場となるために、被害者との調整は往々にして難しくなります。また、事故原因究明には、専門的な知見とスキルを有した者が時間をかけて対応する必要があります。事業者にとってはハードルが高いものとなるでしょう。

このような、事故発生時の原因究明から賠償までの調査・手続き等を、第三者的立場の製品安全協会が行うことのメリットは大きいと考えます。





一般財団法人製品安全協会 Consumer Product Safety Association

東京都台東区竜泉2-20-2 2F https://www.sg-mark.org/

メルマガ⊠



SNS公式アカウント @sgmark_official



このように、SGマーク制度は、製品を製造・販売する事業者がなさなければならない安全対策 を網羅的かつ適切にカバーできる制度となっています。是非、ご活用いただければと思います。 詳細は、HPに掲載されています各種情報及びFAQをご覧いただき、ご不明の点などあれば、HP の問い合わせフォームをご活用ください。

メルマガ、SNSにて、SG基準の改正や注意喚起等の情報を配信しています。ぜひ、ご覧ください。